

第 5 回

熊本県議会

T P P 対策特別委員会会議記録

平成26年3月10日

開 会 中

場所 全員協議会室

第5回 熊本県議会 TPP対策特別委員会会議記録

平成26年3月10日(月曜日)

午後1時10分開議

午後1時52分閉会

本日の会議に付した事件

(1) TPP交渉に関する件

① TPP交渉の現状について

② TPP協定交渉に対する意見書の提出について

(2) 付託調査事件の閉会中の継続審査について

(3) その他

出席委員(13人)

委員長 前川 收
副委員長 早川 英明
委員 山本 秀久
委員 西岡 勝成
委員 村上 寅美
委員 鬼海 洋一
委員 荒木 章博
委員 松田 三郎
委員 吉永 和世
委員 佐藤 雅司
委員 小早川 宗弘
委員 田代 国広
委員 早田 順一

欠席委員(1人)

委員 城下 広作

説明のため出席した者

企画振興部

部長 錦 織 功 政
総括審議員兼
政策審議監 内 田 安 弘
企画課長 小 原 雅 晶

知事公室

政策調整監 白 石 伸 一

総務部

首席審議員兼

人事課長 金 子 徳 政

健康福祉部

首席審議員兼

健康福祉政策課長 古 閑 陽 一

健康危機管理課長 一 喜美男

医療政策課長 三 角 浩 一

国保・高齢者医療課長 大 塚 陽 子

環境生活部

首席審議員兼

環境政策課長 宮 尾 千加子

くらしの安全推進課長 石 崎 尚 喜

商工観光労働部

政策審議監兼

商工政策課長 出 田 貴 康

産業支援課長 奥 蘭 惣 幸

企業立地課長 寺 野 慎 吾

農林水産部

農林水産政策課長 田 中 純 二

農産課長 山 中 典 和

畜産課長 矢 野 利 彦

林業振興課長 小 宮 康

水産振興課長 平 岡 政 宏

土木部

監理課長 成 富 守

出納局

管理調達課長 前 野 弘

事務局職員出席者

政務調査課主幹 松 野 勇

政務調査課主幹 山 鹿 公 嗣

午後1時10分開議

○前川収委員長 ただいまから、第5回TPP対策特別委員会を開催します。

なお、本委員会に2名の傍聴の申し込みがあつておりますので、これを認めることといたします。

それでは、審議に入ります。

まず、執行部からTPP交渉の現状についての説明の後に、一括して質疑を受けたいと思います。

では、説明をお願いします。

○小原企画課長 企画課小原でございます。

本日は、初めに12月議会以降のTPP協定交渉をめぐる主な動きなどについて御説明させていただきます。

それでは、資料をめくっていただき、1ページをごらんください。

まず、TPP交渉をめぐる最近の主な動きについて御説明させていただきます。

12月7日からシンガポールで開催された閣僚会合は、12月12日の本特別委員会で御説明申し上げたとおり、妥結に至らず、交渉は越年いたしました。この閣僚会合の結果について、12月25日と26日に政府による説明会が東京で開催されております。

年が明けて、2月17日から首席交渉官会合が、22日から閣僚会合がシンガポールで開催されております。この閣僚会合の結果について、3月6日に政府による説明会が東京で開催されておりますので、この後御説明させていただきます。

1ページの説明は以上でございます。

続きまして、2ページをごらんください。

政府の説明会資料を引用しているため、ここから資料が縦になります。申しわけございません。

2ページから5ページまでが、先週6日に東京で開催された政府の説明会の資料でございます。本県からは東京事務所職員が出席しております。

それでは、2ページの3つ目の丸、議事次第に書いてあるとおり、政府からTPP交渉の状況について説明があり、その後意見交換が行われました。

4つ目の白丸、資料の2のところに、共同プレス声明、TPP閣僚会合(仮訳・原文)と書いてありますが、原文、これは英語で書かれているものですが、本日の資料には原文はつけていませんので御了承ください。

資料をめくっていただき、3ページをごらんください。

2月にシンガポールで開催された閣僚会合の結果について、内閣官房TPP政府対策本部がまとめたものです。

説明会冒頭、内閣官房の担当者から、次の閣僚会合の日程は決まっていないが、むしろ次は閣僚会議で決めるというよりは、後は実務者で早目に詰めるというのが2月の閣僚会合の結果で、もう既に交渉は山を越え、最終局面にあるという認識でいると挨拶がありました。

下の1つ目の黒丸をごらんください。

シンガポールで開催された閣僚会合には、甘利経済再生担当大臣が出席されました。

次の2つ目の黒丸をごらんください。

今回の閣僚会合では、残された課題の解決を目指し、SPSという衛生植物検疫に関する分野など、資料に書かれているような多くの交渉分野について、全体会合で議論が行われたそうです。

なお、2つ目の黒丸の5行目の最後に、農業テキストと書いてありますが、これは今回議論がなされなかったと補足説明がありました。

各分野の議論の状況に関する細かい説明は省かせていただきますが、12月の特別委員会の時点では、2行目の国有企業、5行目の知的財産、労働、環境、この4分野の交渉が大変難航しているとお伝えしておりましたが、今回の会合で、国有企業と知的財産の2つに

については、閣僚レベルで議論する必要がないくらいのところまで進んだそうです。

なお、労働と環境の分野の議論は、若干難航している部分がありますが、日本にとって心配のない世界であると説明を受けました。

また、3つ目の黒丸にあるとおり、全体合会に加え、マレーシアを初めとする10カ国とのバイ、つまり2国間で閣僚会議も行われたそうです。

なお、ここにはチリが書かれていませんが、チリは政権交代があり、新政権に交渉権限がまだ与えられていないため、閣僚間のバイの会談はできなかったとの補足説明がありました。

次の4つ目の黒丸ですが、ルール分野については難しい課題が残されていましたが、先ほど一部御説明したように、多くの分野で大きな進展があったそうです。

一番下の黒丸ですが、市場アクセス、これは関税の取り扱いなどを議論する交渉分野ですが、この市場アクセスについては各国が2国間で交渉を行っているようで、物品の関税だけでなく、途上国のサービスや投資の規制を緩和するという交渉もあわせて行われているようで、精力的に交渉が進められているようです。

なお、新聞などでは日米の交渉がよく取り上げられていますが、アメリカ以外の国とも交渉中であり、日本以外の国もそれぞれ2国間交渉を続けられているということでございます。

続きまして、4ページをごらんください。

一番上の黒丸ですが、農産品のいわゆる重要5品目について、一連の2国間交渉や全体合会場で、我が国には衆参農水委員会の決議があり、センシティブティ、直訳すると敏感なという意味ですが、そのような品目があることを甘利大臣が粘り強く説明し、各国の理解を求めたということです。

1つ飛ばしまして、3番目の黒丸の段落を

ごらんください。

日米間では、関税の取り扱いなどについて、甘利大臣とフロマン代表が2度にわたり会談を行ったそうです。しかしながら、双方の立場にはまだ隔りがあり、事務レベルで折衝を続けるということです。

なお、政府は、あす11日から、日米の実務者による協議をワシントンで再開すると発表しています。

新聞などで、政府・与党は、重要5品目、586品目のうち、関税をなくしても影響が少ない加工品や輸入実績の少ない品目を中心に、関税をなくすることができないか検討しているとも報じられていますが、日米の協議で交渉カードを切ったとか、そのような報道は間違っている、とてもカードを切れるような雰囲気ではないとの説明がありました。

4ページ、最後の黒丸をごらんください。

3行目の最後の部分ですが、交渉は最終局面を迎えており、我が国としては、早期妥結に向け、引き続き関係国とも最大限努力していくと政府は報告しています。

今後のスケジュールについては、具体的には何も決まっていないが、今回の会合の宿題を事務的に詰める作業を行い、その作業の進みぐあいで、この後の首席交渉官会合や閣僚会合の開催を決めていくことになるかもしれないという話がありました。

また、今回の閣僚会合では、相当な政治判断をして方向性は出たので、後は事務方に任せるという認識でおおむね一致しており、次に閣僚会合をやるときは、最後の結果を聴く段階ということです。

資料をめくっていただき、5ページをごらんください。

閣僚会合最終日に発表された共同プレス声明の仮訳ですが、シンガポールでの閣僚会合の概要は今御説明したとおりですので、説明は省かせていただきます。

2月に開催されたTPP閣僚会合の結果は

以上でございます。

次に、6ページをごらんください。

ここから、再び横向きの資料になっております。申しわけございません。

前回の委員会で、日本にとって不利になるような交渉がなされていない事項であれば公表できるのではないかなど、情報公開の範囲やTPP関係で心配されていることについて、政府に確認してほしいとの御要望がございました。そこで、12月に東京で開催された政府の説明会において、出席した東京事務所職員を通じ政府に確認をいたしました。

政府からの回答は、説明会や政府のホームページ、国会答弁などを参考にしてほしいということでした。

実は、政府のホームページの情報は、日本が交渉に参加する前に、政府が各国へ取材した情報をもとに掲載されていたようですが、昨年7月に日本が交渉に参加した後もほとんど更新されていませんでした。

そこで、本県から、更新の進捗に合わせたホームページの情報を更新するよう政府に要望しましたが、政府からは、交渉参加時に交わされた秘密保護についての書簡の関係上、交渉参加後に公式に得た情報をホームページに掲載することは難しい旨の回答がありました。

このホームページの情報の取り扱いについて、政府は、衆議院委員会の中で、交渉参加前の事前取材で得た情報をホームページに掲載しているが、この記述を現在でも削除していないということは、同じ内容でホームページを更新し続けていると理解してほしいという趣旨の答弁をしています。

よって、本日、この後に御説明する資料は、TPP関係で心配されていること、特にこれまで議員の皆様から質問のあった点について、実際のところはどうなのか、ホームページの情報などで確認できた範囲で作成したものでございます。

それでは、6ページから御説明いたします。

まず、情報公開については、情報が少ない、そもそもどのような情報が公開できて、どのような情報が公開できないのかといった御指摘をたびたびお受けいたしております。

1つ目の矢印をごらんください。

この点について政府は、日本が交渉に参加するときに、交渉参加国と秘密保護に関する書簡を交換していて、書簡の内容については交渉参加国との信頼関係に基づいており、その書簡の内容についても、具体的な内容は答えることはできないと答弁しております。

また、次の2つ目の矢印にあるとおり、秘密保護に関する書簡の中には、一定期間の制約に関する内容があることは事実で、この一定期間の制約とは、交渉過程において、どの国がどういう提案をして、それに対してどの国が反対をして、結果的にこういうふうになったというつまびらかな経緯については、協定発行後も公表を控えなければならないという制約だそうです。新聞報道では、協定発行後4年間は守秘義務がかかるとも言われております。

なお、一番下の矢印にあるとおり、交渉が妥結し、協定へ署名した後になって初めて協定本体と条約文、附属書が公表され、国会で審議されるそうです。しかしながら、交渉が妥結してからも、法律の専門家による審査等が数カ月間かけて行われるため、交渉妥結後すぐに協定の内容が公表されるわけではないようです。

資料をめくっていただき、7ページをごらんください。

食品の安全、安心が脅かされるのではないかという御心配についてまとめたものです。

1つ目の矢印にあるとおり、TPP交渉では、情報共有や政府間の紛争解決など、衛生植物検疫のルールに関することが議論されているものの、食品添加物、残留農薬基準、B

SEに関する牛肉輸入基準、遺伝子組み換え食品の表示義務といったような個別の食品安全基準の緩和は議論されていないと政府のホームページに掲載されております。

この点については、次の矢印にあるとおり、政府担当者も、食の安全に関する我が国の制度を変えろと攻められるのではないかと、心配されているような議論はされていないと説明しております。

なお、ページ下の点線の枠囲みにあるように、衆参両院の農林水産委員会の決議文においても、食の安全・安心を損なわないようにと要請されています。

次の8ページをごらんください。

公的医療保険などの医療の安全が脅かされるのではないかと、御心配についてまとめたものです。

11月の勉強会でも説明がありましたが、1つ目の矢印にもあるとおり、我が国の国民皆保険制度は、TPPの中で議論になっていないと国会でも答弁されております。

2つ目の矢印の1行目にもあるとおり、TPP交渉においては、公的医療保険制度のあり方そのものなどは議論の対象になっていないと政府のホームページにも掲載されています。

また、薬価への影響も新聞などで報じられていますが、3つ目の矢印にあるとおり、政府としては、薬価などの高騰を招くようなルールを受け入れることがないよう、しっかり対応するという姿勢で交渉に臨まれています。

資料をめくっていただき、9ページをごらんください。

ISDS条項の導入により、他国の企業から巨額の賠償を請求されるのではないかと、御心配についてまとめたものです。

下の1つ目の矢印に書いてあるとおり、ISDS条項とは、民間企業などの投資家とその投資を受け入れている国との間で協定に関

する争いが生じた場合に、国際仲裁を活用して争いを解決する仕組みを定める規定のことです。

11月の勉強会でも説明があっていましたが、ISDSは、海外で活躍している日系企業の投資を保護するために有効な手段の一つになり、日本は既に外国からの投資も自由化している国であるため、日本にとっては攻めの分野であるから心配ないと言われております。

なお、ページ下の枠囲みにあるとおり、衆参両院の農林水産委員会の決議文においては、濫訴防止策などを含まないようなISDS条項には合意しないよう要請されています。

次の10ページをごらんください。

公共事業が外国企業にも開かれ、国内の公共事業に外国企業がたくさん参入してくるのではないかと、御心配についてまとめたものです。

下の1つ目の矢印に書いてあるとおり、日本はWTOの政府調達協定に加盟しており、国や都道府県、政令指定都市による一定額以上の公共事業等については、既に外国企業も日本企業と同じ条件で参入できるようになっています。例えば本県の場合、2,500万円以上の物品購入や19億4,000万円以上の建設工事などが対象となっています。

一番下の矢印に書いてあるとおり、TPP交渉では、現在の基準額を下げるのではなく、WTOの政府調達協定に加入していない国のマーケットを開放すべく交渉が行われていると政府担当者は国会で説明しております。

報告資料の説明は以上でございますが、本年度最後の委員会でございますので、一言述べさせていただきます。

県議会におかれましては、昨年6月、TPPに特化した特別委員会を全国で初めて設置され、定例会だけでなく、有識者を招いての

勉強会など、大変精力的に御活躍いただきました。

執行部といたしましては、6月議会以降、情報が非常に限られた中ではございますが、できる限りの情報収集に努め、交渉の進捗状況などを御説明させていただいたつもりでございます。

引き続き、県議会の皆様とも連携しながら、情報収集や政府に対する要望活動等を行ってまいりたいと考えておりますので、よろしくお願い申し上げます。

以上でございます。

○前川収委員長 ただいま小原企画課長のほうから説明をいただきました。

ただいままでの説明について質疑に入りたいと思いますが、質疑はございませんか。

○鬼海洋一委員 マスコミ報道の範囲の中で今お聞きしたような気がいたしております。この段階で、何をどうという意見を言ってもどうしようもないわけですし、ただ、交渉の進展の中で、きょう、錦織部長にちょっとお尋ねしたいと思います。

前回は私はちょっと御意見を申し上げたというふうに思っておるんですが、FTAの関係ですよね。その後、世界の状況を見てみると、つまり、ここで行き詰った局面が出てきているので、FTAの交渉といえますか、これに戦略的に突っ込んでいくのではないかとというような見通しあたりも聞いているわけですが、この辺の状況、例えば日本と言うと、日韓、日中を含めて、これまた国際環境の中で厳しい状況ですけれども、なかなか日本としては手出しができないような状況にあります。世界というか、特にASEANの状況について、いかがでしょうか。

○錦織企画振興部長 前回の議会で申し上げたことと若干重複するかもわかりませんが、

先ほど鬼海委員御指摘のとおり、国際的な広域交渉につきましては、複数のものが同時並行して進んでいると、その1つが動き出すとほかのものも動き出すという関係になっておりますので、今までFTAがずっとたくさん続いてきましたが、TPPの議論が行われるまでのところでは、ある程度膠着状況がございました。例えば日米の議論というのは、まさにTPPを念頭に、かなり水面下での動きがあったようですので、これは表に出てきませんでしたけれども、一方で、日-EUのFTAについては、これはEU側が何を求めているのか明確な提示がなかったことから、ずっととまっておりましたけれども、やはりこれもTPPを機に、新たに交渉が再開されていると聞いております。

日中韓は、委員御指摘のとおり、政治的な関係もございますので、なかなかうまく回らないところではありますが、それでも日韓の関係では、政府間で動きが、努力が進んでいると聞いております。

一番大きなのは、恐らく日-ASEANのプラス3とプラス6という枠組みがございまして、あとプラス1ですね。つまり、ASEANに対するFTAの働きかけが、そこに日本だけが入る形のもの、それから日中韓が入るものと、それから環太平洋諸国もろもろが入ってくるものと、いろんな枠組みが今実際に議論が続いております。そういう意味では、TPPというものが一つの起爆剤になったというのは、これはまごうことなき事実だと思っております。

現在、1年少々過ぎまして、TPPも大詰めにかかっているというふうに伺っておりますけれども、もとを正せば、WTOのウルグアイ・ラウンドの交渉のときには、およそ10年に近い交渉期間がかかったわけでございます。それと比べると非常に詰まり方が早いということで、政府関係者の努力がどれだけ並々ならぬものかというのがよくわか

るところでございます。

ただ、残念ながら、議論の詳細を我々承知しておりませんので、ここで何とも立場を申し上げるわけにはいきませんが、私も県の立場といたしましては、熊本県のこの農業大県としての利益を守るべく、あらゆるチャンネルを通じまして国に働きかけていきたいと思っておりますので、ぜひとも今後とも御支援のほどよろしく願いいたします。

○鬼海洋一委員 そういうことだろうというふうに思うんですけれども、参加する各国が、つまりTPPというものを戦略的にどう取り組んでいくかというそういう思惑の中で、そのFTAにかかわる交渉が非常に顕在化してきているということは、これからの進め方を見る上で非常に重要なことではないのかなというふうに思っているんですね。

むしろ、やっぱりFTAを先行させて各国間で調整ができれば、TPPそのものについても、全体的な必要性はあるにしても、国としてはそんなに大きく変わることはないわけですからいいのではないかというふうに思うんですが、日本もそういうぐあいに少し動き出したらいいなというふうに期待をして見ております。

○前川収委員長 ほかにございませんでしょうか。

○松田三郎委員 先ほどの説明の中で、6ページ、これは多分錦織部長に御答弁いただくかと思いますが、一番下に、協定への署名後云々というのがありまして、報道等によりますと、例えばアメリカの場合が、TPAでしたか、議会が修正なしの権限を大統領に与える、外交交渉においてというのが、今提案されてたなぎらになっているという話を聞きました。翻って日本の場合は、通常、条約の類いを批准する場合にも、例えば一部修正す

るというのも一般論としてあり得ることかなと思いますけれども、例えばこのTPPの協定の性質上、しばらく翻訳等に時間がかかるということでしたけれども、いずれ国会で審議をされる。

お伺いしたいのは、承認するか否決するか、0か100かだけなのか、あるいは修正というのが、日本側が国会で修正をした場合に、例えばまた対象国が集まって、この部分日本は修正したいんですけどもいいですかというような作業をしなければならないのかというのが、もしわかればちょっとお聞かせいただきたいと思っております。

○錦織企画振興部長 私も詳細のところは正直言ってちょっと承知していないものですから、御指摘のとおり、アメリカの場合は、実際の交渉権は連邦議会が持っているものだから、大統領府がその授権を受けないと交渉できないという関係になっていると。

そのTPAのルールというのは、もともと米韓のFTAのときにルール化したしまして、一定の法律のもとに、連邦政府はこの義務を履行するから、そのかわりに一括して交渉する権限を与えてほしいという枠組みでありました。

TPPの際には、当初この法律はもう失効していたんですけれども、基本的にはそのときに交わした議会とのルールを遵守する形で実体上動かしていたわけですが、実際に交渉に本腰で入ってくる過程で、やはり正式にTPAの確保が必要だということで議会と交渉されていると思っております。

そういう意味で、アメリカの場合は非常に制度がきちりになっているわけですが、日本の場合は、もともとと行政府が交渉権を持っているということですが、その批准については、あくまで国会の承認を得て国家として認めるというプロセスが必要なものですから、そのルールを一体どうするのかと。

議会で、果たして0か1の回答しかできないのかどうかというのは、まさしく交渉の世界の話であって、私の理解するところは、そのルールが決まっているということではないと思います。ただ、私の理解しているところ、今までのケースで、一部修正の上批准というのは、正直言って聞いたことがないような気がします。

済みません、私の知っている範囲でしか申し上げられませんが、このぐらいでよろしいでしょうか。

○前川収委員長 私のほうから1ついいですか。皆さん、どうぞ後ほどまた質問を出してもらいたいと思いますけれども、2月22から25まで行われました閣僚会合の評価についてなんですけれども、御説明いただいた内容でいけば、かなり議論は深まってきて、いい結果が閣僚会合で出たような、交渉を進める上において、TPPをやるという前提の中においてはいい結果が出たように政府側はおっしゃっています。ただ、同行したマスコミの皆さん方からの評価というのは、かなり厳しい評価が出ていて、アメリカの中間選挙も踏まえて、かなり厳しいんじゃないかという、全く違う評価だったですね。政府側の発表と、それからマスコミの評価というのは全然違うという状況だったので、一体どっちが本当なんだということが、まあどっちも本当なんでしょうけれども、わかりづらかったということがありますので、これも部長にしか聞けないのかな。

一般論としてですよ、一般論として、今までの交渉の状況とか、ほかの——さっきウルグアイ・ラウンドの話も、10年かかったという話もありますけれども、今の現状は政府側がおっしゃっているのが正しいと言わざるを得ない立場とは思いますが、それじゃなぜマスコミはあのように酷評しているのかというところの理由だけでも、わかれば教え

てください。

○錦織企画振興部長 私も交渉の中身を存じ上げているわけではございませんので、TPPの議論ということで申し上げるのは適切ではないかと思いますが、今までの国際交渉の中で、恐らく今まで政府の発表とマスコミの論調が違って来たというケースは多々あったと思います。

そのときの一つの大きな立場の違いというのは、交渉を専門家が言うところのシングル・テーキングでやるかどうかという議論だと思います。つまり、普通の国際交渉でありますれば、いろんな分野を包摂した1つの大きなまとまりを、一括で各国が受諾するというのが通常のやり方でございます。ただ、かつてのウルグアイ・ラウンドのときにも議論になりましたけれども、一部のどうしても交渉に時間がかかる部分は切り離して、できるるところとできないところを峻別して一部批准するというやり方もないわけではございません。

ですから、手っ取り早く結論を出すためには、分離するというやり方がないわけではないですが、今のところ伺っている限り、TPPでそういう手法をとる雰囲気ではないような報道の雰囲気でございます。

つまり、この政府の説明でも出ていますが、ルール分野の議論というのはかなり詰まっているというのが実態だと思います。ただ、それは、言ってみれば先進国がアジアの新興国からとってくる分野でございまして、逆に、マーケットアクセスの話は、アジア新興国等が先進国からとってくる世界ですから、攻守が逆転するわけでございます。そうすると、自分たちがとられるだけのルール分野だけ先に合意という形にすると、とられ損で、じゃあ次のもう一つ自分たちが関心ある分野で、果たして自分たちにその交渉材料が何になるのかということで、自分が与えるも

のは最後までやはり交渉材料としてとっておきたいというインセンティブが働きますので、どうしても2つにスプリットして交渉を一つずつ進めていくというふうには働かない力学が通常働きます。

恐らく、TPPでもしこういうのが働いているのだとすれば、部内ではできているところはできているんだと、要するに交渉国の間では進んでいるところは進んでいるんだと胸張って言えますけれども、一方で、じゃあそれが全体としていつまとまるのかというと、そういう時合いというのはなかなか見えてこない。恐らく、そういうところがマスコミからすれば、まだ日が高いんじゃないかなというお話になっているのではないかと邪推いたします。

以上です。

○前川収委員長 ありがとうございます。

ほかに皆さんからございませんでしょうか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○前川収委員長 よろしいですかね。

それでは、ほかに質疑がなければ、これで質疑を終了いたします。

次に、TPP協定交渉に対する意見書の提出について御審議をお願いします。

12月議会において、米や豚肉、牛肉、乳製品など、重要5品目の聖域の確保を最優先し、それができないと判断した場合は脱退も辞さないという趣旨の衆参両院の農林水産委員会における決議の遵守を求める意見書を可決いただき、政府に提出しております。

しかしながら、2月のTPP閣僚会合の際、一部報道では、重要5項目のうち豚肉、牛肉の関税撤廃を米国から強く求められており、政府内では譲歩案も検討されているといったことも報じられました。

政府においては、安倍総理の強いリーダーシップのもと、国益にかなう最善の道を目指

し全力で交渉に当たっていただいているものと思っておりますが、多くの県民、とりわけ農林漁業者が抱えている不安を取り除くためにも、国においては、我が国の農林水産業の将来ビジョンや具体的に必要な対策、財源を早急に示していただく必要があると思えます。

そのため、御賛同いただいた上で、議会終了後に、執行部とともに、さきの衆参農林水産委員会における決議を遵守し国益を守り抜くよう、改めて政府に対して意見書を持参し、提出したいと考えております。

それではまず、改めて本委員会から意見書を提出することについて、皆さん方の御意見をいただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○前川収委員長 異議なしということでございますので、そのようにさせていただきます。

内容については、お手元にお配りしている意見書の案のとおりでよろしいでしょうか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○松田三郎委員 きょうの資料でも明らかになりましたように、この記以下の2の皆保険云々とか医薬品が出てきますけれども、これはどうですか、対象になってないというのがはっきりわかったので、文言をちょっと変えていただくとか、あるいは3番も、もう言ってもこれ以上出ないというのであれば、例えば1番に特化するとか、まあそういうのは最終的に委員長、副委員長にお任せしたいとは思いますがけれども。

○前川収委員長 情報が出ていないという前提で政府からお答えはいただいておりますけれども、懸念が残るということは、ほかの関係団体の懸念は残っていると思っておりますので、あえてここで削らずにフルセットでまだやらせてもらえればなというふうに委員長として

は思っておりますけれども……（「賛成」と呼ぶ者あり）よろしいですか。

○松田三郎委員 はい。

○前川収委員長 ほかに御意見ございませんでしょうか。

○早田順一委員 今回で意見書は何回目ですかね。5回……。

○前川収委員長 何回目かな、数えたことはありません。当委員会から2回目、県議会からは多分4回ぐらい出しているから、6回目ぐらいですかね。

○早田順一委員 合計6回ぐらいですよ。恐らく他県からも、まあ似たような環境の県というのは恐らく意見書を出しておられると思うんですよ。全国的に、都道府県で意見書が大体どれぐらい出て——いつも、これだけじゃないんですけれども、意見書の重みですよ。重みというのがどうなのかなという気もするんですが……（発言する者あり）

○前川収委員長 ちょっと済みません、質問を整理してください。何件出ているかということですか。

○早田順一委員 何件出ているかというのちょっと知りたいんですが。

○前川収委員長 もし今わかれば教えてください。

○小原企画課長 意見書の数ではないんですが、要望活動としては、過去、福岡が2回、佐賀が4回、長崎が1回、熊本が3回、宮崎が3回、鹿児島2回というぐあいになっていますので、複数回やっておられるところは結

構あるようでございます。

○早田順一委員 それは九州ですね。

○小原企画課長 はい。

○早田順一委員 全体としては。

○小原企画課長 済みません、全体はまだちょっと確認しておりません。

○早田順一委員 もしよければ、全体でどれぐらい出ているかをちょっと知りたいので、後で資料提出をお願いします。

○前川収委員長 後ほど、全国の動きについて、資料を提出していただきますようお願いいたします。

ほかにございませんでしょうか。

○村上寅美委員 これで結構だけど、部長に尋ねたいのは、5品目が、仮にこれがセーフになってもあるいはアウトになっても、やっぱり北海道とか九州とか、それが主産業だし、中小企業は熊本なんか99%というような中で、食料自給率の50%も、政府のほうでブックしながら政策が出てないというような状況の中で、やっぱり熊本県として、主力産業である農林漁業、こういうのについては、5品目がパスしたからいいというわけじゃないと思うんですよ。だけん、いつも使う言葉が専業、専業の漁業者あるいは専業農家は、やっぱり生き残らないと日本の文化が変わってくる。そして、食料自給率も、国が定めて、その政策がない、そしてTPPだけ走るということにちょっと僕は疑問を持つんですよ。

だから、その辺のところは、熊本として、格好よさもいいけど、やっぱり本当の農家の立場、これでしか食っていけないというところがあるんですよ。だけん、その辺のところ

を、文言というか、理解して出さないと、5品目がセーフだったから全ていいという形にはいかぬと思うんですけどね。

○前川収委員長 村上委員のおっしゃるとおりであります。とりあえず今我々の委員会ではTPP協定交渉に対する審議を行っており、なおかつ、その農業分野における5項目が最重要であるということの前提に基づくことでもありますから、まずはこれを上げると。それと、農業全体の話については、またそれはその後話をしていくという前提で取り組んでいきたいと思っております。

○村上寅美委員 TPPを急ぐからTPPに対して質問したわけだから、TPPのみを急ぎよるから、TPPを急ぐ前にやるべきことが、まあ関連だけだね。それを私は言いよるわけ。後はお任せします。

○前川収委員長 ありがとうございます。
それでは、皆さんのほうから意見も出たようでございますので、ここで採決をとりたいと思います。

お手元にお配りしておりますTPP協定交渉に対する意見書について、この案を提出することで御異議ございませんでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○前川収委員長 ありがとうございます。御異議なしという声でありますので、この意見書を議長に提出いたします。

次に、閉会中の継続審査についてお諮りをいたします。

本委員会に付託の調査事件については、審議未了のため、次期定例会まで本委員会を存続して調査する旨、議長に申し出ることとしてよろしいでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○前川収委員長 異議なしと認め、そのようにいたします。

次に、その他に入りますが、何かございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○前川収委員長 なければ、これで本日の審議は終了いたします。

ここで、本年度最後の委員会でございますので、一言御挨拶をさせていただきたいと思っております。

昨年6月、本委員会が設置されまして、委員長に選出をいただき、早川副委員長とともに委員会を進めてまいりました。委員の皆さん方には、終始御熱心に御審議をいただきまして、心から感謝を申し上げたいというふうに思っております。

また、錦織企画振興部長を初めとした執行部の皆さん方も、なかなか情報が得にくい状況の中での委員会審議でありましたにもかかわらず、この委員会の審議のために御協力、御努力をいただいたことを、心からお礼を申し上げたいというふうに思っています。

本委員会に付託されましたTPP交渉に関する件というのは、国の専権事項だという意見もありました。また、先ほどからお話をしたとおり、なかなか情報が入らないということがもともと前提になっている内容であるということもありまして、県議会の特別委員会を設置していくことそのものに対する不安感というものがあったわけではありません。

一方で、このTPP交渉が、そもそも話がされていたとおりの内容で前に進むということであれば、本県農業を初めとした、先ほど村上先生からもお話しありましたけれども、我が県の産業界に与える多大なる影響というものが一方であり、そのことが前提としてわかっているのに、我々は黙って国の行動を見ているということが、果たして議会として正しいことかどうかということの前提に立ち、我々は、やっぱり厳しい運営があつたにしても、特別委員会をつくって、その中で議論をしていくということの道を選ばせていただい

たというふうに思っております。

多分、全国で唯一のTPPに特化した、市町村や県、国まで含めた議会の中における委員会であるというふうに思っております、あえてそのことを選んだ我々は、逆にそのことを自負していくべきだというふうにも思っております。

最終的に、先ほど早田委員のほうから意見書の重みという話もありましたが、意見書の重みというのは、私はやっぱりしっかりその内容を突きつけていく我々の中にあると、その重みを持って出すべきということを——重みは他人が評価するよりも、我々自身がそこに重みをつけながら行動していかなきゃいけないというふうにも思っておりますけれども、そういった意味も含めまして、本来であれば、この委員会、この4月で閉じることができればいいというふうに思っておりますが、国の交渉の状況を見きわめると、まだまだ閉じるわけにはいかないという状況で、引き続き来年度にもこの審議は持ち越していくということになると思います。

さらにいろいろと難しい局面もあろうかと思いますが、執行部を初めとした皆さん方の御協力、そして各委員の皆様方のまた御協力を心からお願いを申し上げ、今年度の分でありますけれども、閉会に当たっての御挨拶とさせていただきますと思っております。

ありがとうございました。（拍手）

○前川収委員長 それでは、早川副委員長からも一言御挨拶をお願いいたします。

○早川英明副委員長 一言御挨拶を申し上げます。

この9カ月間、前川委員長を初め、委員の皆様方の温かい御支援、御協力によりまして、副委員長の任を無事に果たすことができたのかなというふうに思っています。

また、執行部の皆様方におかれましては、

終始丁寧な説明や答弁など真摯に対応していただきまして、まことにありがとうございました。心から感謝を申し上げたいというふうに思います。

今後も、皆様方におかれましては、健康に十分留意をされまして職務に頑張ってくださいようお願いを申し上げまして、御挨拶にかえさせていただきます。

ありがとうございました。（拍手）

○前川収委員長 それでは、これもちまして本日の委員会を閉会します。ありがとうございました。

午後1時52分閉会

熊本県議会委員会条例第29条の規定によりここに署名する

TPP対策特別委員会委員長